事　務　連　絡
令 和 7 年 9 月 4 日

（別紙　関係団体）　御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和４年10月１日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を２割とするとともに、施行後３年間、外来療養に係る１ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されてきました。この配慮措置の期間が令和７年９月30日をもって満了することに伴い、下記内容について御了知いただくとともに、診療報酬の請求等が適切かつ円滑に行われるよう、本事務連絡の内容も含め、会員各位に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

１．配慮措置に係る従前の通知の取扱いについて

配慮措置に係る従前の通知等における取扱いについては、令和７年９月30日をもって終了します。

２．配慮措置の終了に伴うシステムの対応について

医療機関等においては、配慮措置終了後の診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願いいたします。

３．患者等からの問い合わせに対する対応等について

医療機関等においては、患者等から医療機関等に対し照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」（別紙参照）を案内いただく等、丁寧にご対応いただきますよう御配慮願います。

別添

事　務　連　絡
令和７年６月４日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンターの設置について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国において「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」を設置いたしますので、以下の内容について御了知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．設置趣旨について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第66号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第31号）等に伴う制度改正の趣旨や改正内容等について、国民の皆様に丁寧に説明し御理解いただくため、被保険者等からの問い合わせに対応するコールセンターを、国において設置するもの。

２．設置期間等について

【設置期間】

令和７年７月１日（火）～令和８年３月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】

午前９時～午後６時

【電話番号】

0120-117-571（フリーダイヤル）

※　なお、マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。

（別 紙）

○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益社団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構本部
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構本部
独立行政法人労働者健康安全機構本部

～医療機関・薬局等のみなさまへ～
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

(令和７年９月発行)

一定以上の所得のある（窓口負担割合が２割）方への配慮措置が終了します。

- 配慮措置は、窓口２割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で、令和４年10月１日から令和７年９月30日までの措置としておりました。
- 令和７年（2025年）10月１日から、 75歳以上の方等で一定以上の所得がある（窓口負担割合が２割）方への配慮措置が終了となります。
- 配慮措置が終了となった後も、高額療養費制度により外来の自己負担の上限額は**月18,000円（年間144,000円）まで**となります。
- 患者等から医療機関等に対し照会があった際には、Q&A（次頁）を参考に回答いただく、又は必要に応じて、厚生労働省が設置するコールセンターを案内いただく等、丁寧にご対応いただきますよう御配慮願います。

コールセンターの設置期間等について

【設置期間】

令和７年７月１日（火）～令和８年３月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】 午前９時～午後６時

【電話番号】 0120-117-571（フリーダイヤル）

※マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。

【参考】Q&A（患者等からの問い合わせへの回答）

Ｑ１　窓口負担割合が２割の方への配慮措置とは。

Ａ１　令和４年10月１日から、後期高齢者医療制度にご加入の方で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が２割となりますが、併せて２割となる方の負担を抑える配慮措置を設けております。

　具体的には、令和４年10月１日から令和７年９月30日までの間、２割負担となる方については、１か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます（入院の医療費は対象外です）。

Ｑ２　配慮措置をなぜ終了するのか。継続するべきではないのか。

Ａ２　配慮措置は、窓口２割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で、令和４年10月1日から令和７年９月30日までの３年間の時限措置としておりました。

　時限措置の性質上、制度施行から一定期間たった以降においては対象の方には原則通り２割負担をお願いするものであることから、今回、期限をもって終了するものになります。(なお、配慮措置が終了した後も、高額療養費制度により、外来の自己負担の上限額は、月18,000円（年間だと144,000円）までとなります。）

　後期高齢者医療制度の持続可能性を高めるとともに、今後の現役世代の負担上昇の抑制を図る観点から、負担応力に応じた負担にご協力お願いいたします。

後期高齢者（窓口負担割合２割）の皆様へ

後期高齢者医療制度における配慮措置の終了について

後期高齢者医療制度の窓口負担割合２割の方に対する配慮措置（※）は、令和７年９月30日をもって終了します。

（※）令和４年10月１日から、一定以上の所得がある後期高齢者の方は、窓口負担割合が２割とされました。その際、施行後３年間（令和４年10月１日～令和７年９月30日）に限り、外来診療の自己負担額について、１割負担の場合と比較した月の負担増加額が3,000円以内に収まるよう、配慮措置が設けられました。

令和７年10月１日以降、配慮措置が終了後も、高額療養費制度により外来の自己負担の上限額は月18,000円（年間144,000円）までとなります。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/newpage_21060.html）

今回の配慮措置の終了に関するお問い合わせは、

「厚生労働省コールセンター(0120-117-571)」にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間　令和８年３月31日（火）までの９時～18時（日曜日・祝日・年末年始は除く）